改正

昭和57年3月25日条例第7号 昭和59年3月21日条例第9号 平成元年3月20日条例第18号 平成4年3月21日条例第12号 平成9年3月17日条例第15号 平成10年3月24日条例第13号 平成12年3月21日条例第23号 平成12年12月22日条例第38号 平成14年12月11日条例第29号 平成26年3月7日条例第1号 令和元年8月29日条例第13号

中島村簡易水道給水条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は水道法(昭和32年法律第177号)その他の法令に定めがあるもののほか、中島村 簡易水道の給水について料金及び給水装置工事(以下「工事」という。)の費用負担、その他の 供給条件、並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 給水区域は中島村(以下「村」という。)の行政区域内とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例で「給水装置」とは需要者に水を供給するために村が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。ただし、量水器は含まない。

(給水装置の種類)

- 第4条 給水装置は次の3種とする。
 - (1) 専用せん 1世帯又は1か所で専用するもの
 - (2) 共用せん 屋外に設置し、2世帯以上で共用する場合又は公衆の用に供するもの

- (3) 消火せん 公設又は私設として消火の用に供するもの (共用せんの代表者)
- **第5条** 共用せんの使用者は1せんごとに組合を設け総代人を定めてこれを村長に届出なければならない。これを変更しようとするときもまた同様とする。総代人は組合を代表し、給水について一切の責務を負うものとする。ただし、総代人を不適当と認めた場合は、変更を命ずることができる。

(所有者の代理人の届出)

- 第6条 給水装置の所有者が村内に居住しないとき、又は村長が必要と認めたときは給水装置の所有者はこの条例に定める事項を処理させるため、村内居住の代理人を置かなければならない。 (量水器の貸与)
- 第7条 量水器は村において設置し、給水装置の所有者から所定の使用料を徴収して使用者に貸与する。
- 2 量水器の貸与を受けた者は保管の責を負い、これを棄損亡失したときはその損害を賠償しなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

- 第8条 給水装置の新設、改造、修繕、(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第 16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとす る者は村長の定めるところにより、あらかじめ村長に申込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申込者は家屋又は土地の所有者及び給水装置の所有者でなければこれを申込みすること はできない。ただし、その承諾を得たときは、この限りでない。

(工事費の負担)

第9条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕 又は撤去する者の負担とする。ただし村長が特に必要があると認めたものについては、村におい てその費用を負担することができる。

(工事の施工)

- 第10条 給水装置工事は、村長又は村長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ村 長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に村長の工事検査を受

けなければならない。

- 3 第1項の規定により村長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道 法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条に定める基準に適合させなけれ ばならない。
- 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施工する者は、政令第4条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(工事費の算出方法)

- 第11条 給水工事費は次の各号に掲げる費用の合計額とする。
 - (1) 材料費
 - (2) 労務費
 - (3) 機械器具損料
 - (4) 安全費
 - (5) 営繕損料
 - (6) 労務者輸送費
 - (7) 現場管理費
 - (8) 一般管理費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときはその費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関し、必要な事項は別に村長が定める。

(既設給水施設の取扱い)

第12条 新たに給水工事を申込みをするもので、既に給水の施設があるとき、又は申込者の所有する機材を使用しようとするときは所定の手数料を納付して品質形状、又は構造の適否についてあらかじめ村長の検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第13条 村長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 村長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口か

- ら量水器までの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水 の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 村長は配水管の移転、その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置所有者の同意がなくとも当該工事を施行することができる。

(第三者の異議)

第15条 給水装置及び量水器の設置又は管理に関し、第三者の異議があっても村はその責を負わない。

(布設できない場合)

第16条 配水管の布設してない場所、その他やむを得ない事情があるときは給水装置の申込みに応じないことができる。ただし配水管の布設のない場所で申込者が材料、工事費の全部を負担する場合はこの限りでない。

(村費による給水工事)

第17条 村長は衛生、その他、公益上特に必要があると認めたとき又は、配水管から分水する工事で特に必要があると認めたときはその工事費を村費負担で施行することができる。

第3章 給水及び管理

(給水の原則)

- 第18条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上、その他やむを得ない事情及び法令又は、この 条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度、これを 予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(漏水等による損害)

第19条 前条による場合又は漏水等によって生じた損害に対し、村はその責を負わない。

(給水の申込)

- 第20条 給水を受けようとする者は、その旨を村長に申込み、その承認を受けなければならない。
- 2 給水を申込む者が給水装置の所有者でないときは、その所有者の承諾を得なければならない。 (共用せんのかぎ)
- **第21条** 共用せんを使用する者にはかぎを交付する。ただし、給水を休止又は停止したときは使用者はこれを返還しなければならない。

(給水装置使用者の届出事項)

- 第22条 給水装置の所有者又は代理人及び使用者は次の各号の一に該当する場合は事前に村長に届 出なければならない。
 - (1) 水道の使用を開始、休止又は廃止するとき。
 - (2) 本来の用途以外に使用するとき。
 - (3) 消防演習、その他臨時給水のため、消火栓を使用しようとするとき。
 - (4) 給水装置の所有権を移転するとき。
 - (5) 給水装置を撤去するとき。
 - (6) 給水装置に異状を認めたとき。
 - (7) 代理人の変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
 - (8) その他、必要な処置を村長に申込みするとき。

(使用水量の計量)

第23条 使用水量は量水器により計量する。ただし、村長がその必要がないと認めたときは、この 限りでない。

(私設消火栓の使用)

- 第24条 私設消火栓は消防又は消火の演習の場合のほかは使用してはならない。
- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは村長の指定する職員の立合がなければならない。ただし、使用時間は1か所1回20分を超えることはできない。

(使用者の管理上の責任)

- **第25条** 使用者は善良な管理をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があったときは、直ちに村長に届出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者の負担とする。ただ し、村長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

- **第26条** 村長は給水装置又は供給する水の水質について使用者等から請求があったときは検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において特別の費用を要したときはその実費額を徴収する。

第4章 使用料、手数料及び加入金

(料金の支払義務)

- 第27条 水道使用料(以下「料金」という。)は水道の使用者から徴収する。
- 2 共用の給水装置によって水道を使用する者は料金の納入について連帯責任を負うものとする。 (料金の徴収区分)
- 第28条 使用料は1か月の使用水量につき、別表第1に定める金額に100分の110を乗じた額(この場合において1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を毎月又は隔月使用者から徴収する。

(料金の算定)

- 第29条 前条の料金は毎月定例日(料金算定の基準日としてあらかじめ村長が定めた日をいう。以下同じ。)に量水器を検針しその計量した使用量をもって定例日の属する月分として算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず村長が必要と認めたときは隔月の定例日に計量器の検針を行いその計量した使用量をもって定例日の属する月分及びその前月分の超過料金を算定することができる。 この場合の使用水量は各月平均とみなす。
- 3 基本水量に満たない場合であっても基本料金を徴収する。
- 4 村長はやむを得ない理由があると認めるときは前2項の定例日を変更することができる。 (使用水量の認定)
- 第30条 村長は次の各号の一に該当する場合は使用水量について認定する。
 - (1) 量水器に異常があったとき。
 - (2) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

- **第31条** 月の中途における水道の使用を開始し、又は中止したときは、その料金は1か月分として 算定する。
- 2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。 (料金の徴収方法)
- 第32条 料金は納入通知書による納入又は集金の方法により徴収する。

(料金の随時徴収)

- 第33条 料金は村長の定める期日に徴収する。ただし、次の場合は随時にこれを徴収する。
 - (1) 給水の中止、廃止したとき。
 - (2) 私設消火栓を演習に使用したとき。
 - (3) 工事、その他、一時用に給水したとき。
 - (4) 違約処分によって徴収するとき。

(量水器の使用料)

第34条 第7条の規定により貸与した量水器の使用料は、別表第2に定める金額に100分の110を乗 じた額(この場合において1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を 水道使用料と同時に使用者からこれを徴収する。

(共用せんの量水器使用料)

第35条 共用せんに設置した量水器の使用料はその組合の総代人から徴収する。

(手数料)

- **第36条** 手数料は次の各号の区分により、申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、村長が特別の理由があると認めたときは、申込後に徴収することができる。
 - (1) 工事設計審査手数料は次のとおりとする。

工事設計審查手数料

	1 8 2 4 3/11
工事費区分	金額
5万円未満	500円
5万円以上10万円未満	1,500円
10万円以上20万円未満	3,000円
20万円以上50万円未満	5,000円
50万円以上	6, 500円

(2) 工事検査手数料は次のとおりとする。

工事検査手数料

工事費区分	金額
5万円未満	500円
0 73 17/10/mg	00011
5万円以上10万円未満	1,500円
10万円以上20万円未満	3,000円
20万円以上50万円未満	5,000円
50万円以上	6,500円

- 附記 工事検査には、材料検査及び中間検査並びに竣工検査を含むものとする。
 - (3) 給水装置工事事業者指定手数料 一件につき10,000円
 - (4) 給水装置工事事業者指定更新手数料 一件につき10,000円
- 2 前項の手数料は特別の理由のない限り還付しないものとする。

(加入金)

- 第37条 給水装置の新設工事及び量水器の口径が増径となる改造の工事の申込者は水道加入金(以下「加入金」という。)を納入しなければならない。
- 2 加入金の額は別表第3のとおりとする。ただし、量水器の口径が増径となる改造の工事の申込 者が納入する加入金は新口径と旧口径に係る加入金の額の差額とする。
- 3 加入金は、別表第3に定める金額に100分の110を乗じた額(この場合において1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。
- 4 第2項の加入金は工事申込みの際に納入しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(滯納処分)

第38条 この条例の使用料、加入金手数料及び過料その他の加入金を納期限までに完納しない者に対し中島村諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和55年条例第9号)による督促手数料及び延滞金を徴収することができる。

(料金等の減免)

第39条 村長は公益上、その他特別の理由があると認めたときは料金、手数料その他この条例による納入すべき金額を軽減し又は免除することができる。

第5章 違約処分

(給水装置の検査等)

第40条 村長は管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し使用者等に対し適当な措置を 指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第41条 村長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 村長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事 に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止す ることができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更で あるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、 この限りではない。

(給水の停止)

- 第42条 村長は次の各号の一に該当するときは使用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。
 - (1) 使用者が第9条の工事費、第28条の料金又は第36条の手数料を指定期間内に納入しないと き。
 - (2) 使用者が正当な理由がなく量水器の計量、給水装置の検査又は修繕のために障害となる建築物、工作物等をその設置場所にもうけ作業を妨げたとき。
 - (3) 給水装置の汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において警告を発してもなお改めないとき。

(給水装置の切り離し)

- 第43条 村長は次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは給水装置を切り離すことができる。
 - (1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明でかつ使用者がないとき。
 - (2) 給水装置が使用廃止の状態にあってかつ将来使用見込みがないとき。

(過料)

- 第44条 村長は次の各号の一に該当する者に対し5万円以下の過料を科することができる。
 - (1) 第8条の承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働 省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしたもの
 - (2) 正当な理由がなく量水器の設置及び使用水量の計量、第40条の検査又は第42条の給水の停止を拒み又は妨げた者
 - (3) みだりに消火せんの封かんを放棄し又は止水せん、制水弁等を開閉した者
 - (4) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
 - (5) 第28条の料金、又は第36条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者
- 2 第28条の料金、第36条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正行為によって料金又は 手数料の徴収を免れた者に対し徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金 額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下を科することができる。

(賠償金)

第45条 装置された量水器又は共用せんの鍵を紛失又はき損したときは、その使用者は村長の定める金額を賠償しなければならない。ただし、紛失後発見し返納したときは既納の賠償金を返還す

る。

第6章 貯水槽水道

(村の責務)

- 第46条 村長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の 管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行う ことができるものとする。
- 2 村長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。 (設置者の責務)
- 第47条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水 槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 雜則

(委任)

第48条 この条例の施行について必要な事項は村長が別に定める。

別表第1 (第28条関係)

水道使用料

種別	用途 料率	基本料金水量	1か月につき料金	超過料金1m³につき
専用	一般用	10立方米まで	1,300円	130円
	営業用	20立方米まで	2,600円	130円
	団体用	40立方米まで	5, 200円	130円
	その他の団体用	10立方米まで	1,300円	130円
	共用	10立方米まで	1,300円	130円

附記

- 1 一般用とは、営業用、団体用、その他団体用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場、会社及び工場の営業の用に水道を使用する場合をいう。
- 3 団体用とは、学校、幼稚園、保育所、役場、公民館等の官公署で、水道を使用する場合をいう。
- 4 その他の団体とは、部落公民館、消防とん所及び前記官公署以外の官公署で水道を使用する場

合をいう。

別表第2 (第34条関係)

量水器使用料 1個1か月につき

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm以上
料金	84円	108円	120円	240円	360円	480円	600円

別表第3 (第37条関係)

加入金の額

量水器の口径	加入金
13mm	84,000円
20mm	144,000円
25mm	311,000円
30mm	445, 000円
40mm	790,000円
50mm	1, 243, 000円

附記 50mmを越える加入金については村長が別に定めるものとする。